

電算システムの改修に係る適正な事業期間を確保するため、繰越明許費の設定をしたいというものです。

(全員賛成で原案可決)

(議案第63号)

平成30年度日高市介護保険特別会計補正予算(第3号)

歳入歳出予算の補正として、歳入において、国から介護保険事業費補助金が交付されることから財源を更正、改元に伴う介護保険電算システムの改修に係る適正な事業期間を確保するため、繰越明許費の設定をしたいというものです。

(全員賛成で原案可決)

(議案第64号)

平成30年度日高市水道事業会計補正予算(第1号)

収益的収入の総額を12億2千337万2千円、収益的支出の総額を12億272万7千円、資本的支出の総額を6億4千962万2千円、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額を2億318万4千円、職員給与費の総額を1億3千31万5千円としたというものです。

(賛成多数で原案可決)

議案第64号 反対討論

水道事業は、今国会において水道法改正が議論され、大きな転換を迎える重要な事業である。その重要な事業においてかかる費用に関して補正をするものである。ここに含まれる職員給与費の補正に反対する。

この度の不祥事に関して、三役と直属の管理者が減給処分される一方で、慣例的に期末手当を引き上げることによって違和感を禁じ得ない。再発防止策の徹底、職員の法令順守意識の醸成が確認されるまで、人事院、県人事委員会の勧告に従うことを見送るべきと考える。

以上のことから、本議案に反対する。

議案第64号 賛成討論

この補正予算は、人事院勧告並びに埼玉県人事委員会勧告を踏まえた人件費の補正のほか、平成29年度事業費の確定に伴う、長期前受金戻入や、減価償却費の変動など、当初予算成立後の事由により対応するための補正を行うもので、必要不可欠な補正であると判断する。

以上のことから、本議案に賛成する。

(議案第65号)

平成30年度日高市下水道事業会計補正予算(第1号)

収益的支出の総額を11億2千773万4千円、資本的支出の総額を9億6千26万8千円、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額を4億6千278万1千円、職員給与費の総額を1億168万7千円としたというものです。

(賛成多数で原案可決)

討論

議案第65号 反対討論

下水道事業は、水道事業同様、重要な事業である。その重要な事業においてかかる費用に関して補正をするものであるが、ここに含まれる職員給与費の補正に反対する。

この度の不祥事に関して、三役と直属の管理者が減給処分される一方で、慣例的に期末手当を引き上げることによって違和感を禁じ得ない。再発防止策の徹底、職員の法令順守意識の醸成が確認されるまで、人事院、県人事委員会の勧告に従うことを見送るべきと考える。

以上のことから、本議案に賛成する。

反対する。

議案第65号 賛成討論

この補正予算は、人事院勧告並びに埼玉県人事委員会勧告を踏まえた人件費の補正のほか、平成29年度事業費の確定に伴う、減価償却費の変動など、当初予算成立後の事由により対応するための補正を行うもので、必要不可欠な補正であると判断する。

以上のことから、本議案に賛成する。

(議案第66号)

市長等の給料の減額に関する条例

横領事件等に関して、職員の不祥事の責任を重く受け止めるため、市長及び副市長並びに教育長の給料について、期間を限定してその月額を減額したというものです。

(全員賛成で原案可決)

(議案第67号)

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

議会の議員の期末手当の支給割合を変更したいというものです。

(賛成多数で原案可決)

(議案第68号)

市長及び副市長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

市長及び副市長の期末手当の支給割合を変更したいというものです。

(賛成多数で原案可決)

(議案第69号)

教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

教育長の期末手当の支給割合を変更したいというものです。

(賛成多数で原案可決)

(議案第70号)

日高市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

平成30年人事院勧告及び埼玉県人事委員会勧告を踏まえ、市職員の給料月額、宿日直手当の額並びに期末手当及び勤勉手当の支給割合を変更し、あわせて字句の整理をしたいというものです。

(賛成多数で原案可決)

討論

議案第70号 反対討論

本議案は、人事院勧告及び埼玉県人事委員会勧告により、

討論